

# 平成26年度滋賀県環境審議会 環境企画部会（第1回）会議概要

- 1 開催日時 平成26年(2014年)11月18日(火) 14時00分～15時45分
- 2 開催場所 環びわ湖大学・地域コンソーシアム会議室  
(大津市末広町1番1号 日本生命大津ビル4F)
- 3 出席委員 鶴飼委員、菊池委員、来田委員、辻委員、西野委員、  
秀田委員(原田代理人)、藤井委員、松井委員、松浦委員、  
丸尾委員、森澤委員、山田委員、吉積委員  
(以上13名)

## 4 議 題

- (1) 各部会の審議状況(温暖化対策部会、水・土壌・大気部会、自然環境部会)
- (2) 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理総括について
- (3) 滋賀県の環境学習の推進状況について

## <配付資料>

- 資料1 環境審議会部会報告(温暖化対策部会、水・土壌・大気部会、自然環境部会)
- 資料2-1 第三次滋賀県環境総合計画
- 資料2-2 第三次滋賀県環境総合計画の総括
- 資料2-3 重点プロジェクト進行管理票(総括)
- 資料3-1 滋賀県環境学習推進計画(第2次)
- 資料3-2 滋賀県環境学習推進計画(第2次)の概要
- 資料3-3 滋賀県の環境学習の推進状況について
- 参考1 第四次滋賀県環境総合計画
- 参考2-1 滋賀県環境審議会条例
- 参考2-2 滋賀県環境審議会議事運営要領
- 参考3 滋賀県環境学習等推進協議会設置要領
- 参考4 滋賀の環境2013(平成25年版環境白書)

## 5 概要

### (1) 部会長の選出について

部会長は、滋賀県環境審議会条例第6条第3項の規定に従い、部会に属する委員の互選により選任することになっています。

今回、委員の互選により、部会長には森澤委員が選任されました。選任後、滋賀県環境審議会条例第5条第2項の規定に基づき、森澤部会長により議事が進行されました。

### (2) 各部会の審議状況について

部会長：

一つ目の議題である各部会の審議状況について事務局から御報告をお願いします。

事務局：

<事務局より説明【資料1参照】>

部会長：

3つの部会の審議状況を御報告いただきましたが、お気づきのこと、御質問、コメント、御意見など御自由に御発言をお願いします。

委員：

水・土壌・大気部会の審議状況の概要で、琵琶湖の平常時の放射線物質濃度について今津沖の湖心とありますが、これは表層かそれとも深水層でしょうか。

事務局：

表層0.5メートルのところとっています。

部会長：

他に何かありますか。なければ、二つ目の議題である第三次滋賀県環境総合計画の進行管理総括について、事務局ご説明をお願いします。

### (3) 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理総括について

事務局：

<事務局より説明【資料2-1～2-3参照】>

部会長：

ありがとうございました。委員の先生方、お気づきのところで結構ですので、御自由に御発言をお願いします。

委員：

資料2-3の資料18ページの「わが家もソーラー発電所」プロジェクトの関係で、最近、民間の太陽光発電の設備を県内の空き地などでよく見かけますが、これらがどのくらいの発電量があるかを県で把握しているのでしょうか。また、資料2-3の22ページに、早崎内湖の用地を買収されたとありますが、今後の早崎内湖の再生について、計画があるのでしたらお聞かせください。

事務局：

委員おっしゃるように、県内でたくさんの空き地にソーラー発電ができました。経済産業省に対して許可が必要で、その許可は県を通じて出ていますので、全体の発電量については、分かるはずでございます。

事務局：

平成24年7月からのFITの開始以降、滋賀県内では、まだ動いていないものもあるのですが、経済産業大臣からの設備認定を受けた新規設備の容量として、67万キロワットが認められています。また、メガソーラーは、9月30日現在、県内で33カ所、1,000キロワット以上が稼働している状況です。

事務局：

あと早崎内湖についてですが、現在、用地交渉などを着実に進めていまして、早ければ来年度くらいから着工、工事を進め、実際に内湖として、きちんと生物多様性が図れる内湖としての機能をつくっていく段取りが始まっているというふうに考えています。

事務局：

先ほどの67万キロワットは滋賀県内で認定された容量で、実際、平成26年7月末での導入容量は18.5万キロワットです。補足説明させていただきます。

委員：

ありがとうございます。県で民間のソーラー発電所に対して支援とかやっておられますか。また、今の滋賀県環境総合計画の中で、そういう民間のソーラー発電所について記述はされているのでしょうか。

事務局：

県としてお金で支援をしているというのではないと思いますが、情報のマッチングなどはしていると思います。ただ、この太陽光発電については、商工観光労働部に滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プランがあり、その中で設置などを推進している状況になっていると思います。

事務局：

もう1点補足ですが、第三次滋賀県環境総合計画の中よりも、むしろ第四次滋賀県環境総合計画で、省エネルギー化の社会を進めるために様々な技術開発等を産学官金が連携して取り組んでいくことについて位置づけをしています。

その具体化として、商工観光労働部で再生可能エネルギーや省エネルギー化を進めていくためのビジョン等があり、その中で進めていくことになるかと思えます。

委員：

資料2-3の10ページの4「県産木材の利用促進プロジェクト」に、良質な木造住宅のづくり手や住まい手、利用者への支援を実施したとありますが、具体的にどのような支援を実施されたのでしょうか。

事務局：

びわ湖材を使った住宅を新設する際に、工務店に対して助成をするもので、具体的には1戸あたりのびわ湖材の使用量が7.5立法メートル以上15立法メートル未満でしたら、30万円を助成するという制度です。

委員：

づくり手にのみに支援があるのでしょうか。

事務局：

県内で建設業を営んでおられる大工さんや工務店さんを助成対象者とする事業でございます。

委員：

そうすると、この文章の住まい手っていうのは入れておくのはまずいんじゃないでしょうか。

事務局：

外材に比べ地元材は比較的高いので、それを安くするために、工務店さんに支援させていただいて、安い値段で地域材を提供するというところで、結果的には売り手の方にプラスになることで供給促進を図ろうということです。

委員：

分かりました。それともう一つお聞きしたいのですが、畜産農家に関する件で、今、酪農農家がすごく減少しているとお聞きしました。県内にも酪農農家はたくさんはおられないですけども、肥料代や電気代が高くつくということをお聞きしております。滋賀県の飼料米をもっと促進し、滋賀県の酪農農家さんも潤えるようにしていただけるといいのではと思っております。

事務局：

従来は飼料用米を供与する畜産農家等へ面積に応じた助成金を支給した支援をしていたところですが、平成25年度は新たに、餌に県産飼料を使っていることを消費者の方に知っていただくための取り組みに対しての支援を行っています。例えばPR用のチラシの作成や消費者側との学習会等の開催に対する支援などの取り組みを新たにしたところです。

委員：

分かりました。

委員：

「みるエコおうみ」の進捗状況がよくないということですが、増やすためにどのような事業をどのくらいの予算で行われているのか、開設されたのはいつだったのでしょうか。

事務局：

御指摘のとおり「みるエコおうみ」は少し停滞してしまっていて、今現在、約40数万円で、このシステムの維持管理の委託をしています。ここ近年、民間の色んな環境家計簿での見える化が進んでおり、実際、関西電力さんで取り組まれているはぴeみる電では、滋賀県を含む関電全体のエリアで85万世帯くらい増加するなど、民間主導での取り組みが進んできています。「みるエコおうみ」のあり方について、どういう方向に進んでいくのか、あるいは民間にお任せするのかといったようなことも含めて考えていくのかなと思っています。

委員：

民間で進んでいるところがあって、県のシステムがもう役に立っていないのであれば、評価のあり方を見直して、ここに載せる意味があまりないのではと思いました。また、県の事業ではないかもしれませんが、地球温暖化防止活動推進センターで省エネ診断をされています。省エネ診断を受けられた方はものすごく意識が変わって、その後の行動にも反映されると思うので、アドバイスをできる方をもっと育成し、それが何世帯に向けて行ったかを目標にされるほうが有効的ではないでしょうか。

事務局：

ありがとうございます。おそらくそういった方向で今後進めるのかなと思っています。資料には今後の課題等にも「うちエコ診断制度」や「出前講座」について書いておりますので、今後また参考にさせていただきたいと思っております。

委員：

PM2.5の注意喚起を行う体制を設けているとありますが、具体的にどのような体制を設けられているのでしょうか。県民にデータを公表して、どういうふうに対

策をしたらいというところまで伝えているのでしょうか。

事務局：

滋賀県では県内一円で琵琶湖を囲む形で9局の大気自動測定局により注意喚起を行う体制を敷いて、リアルタイムでPM<sub>2.5</sub>を測っています。注意喚起基準としては1日の24時間平均値で70 μg/m<sup>3</sup>ですが、これを把握するための基準として朝の3時間平均値が85 μg/m<sup>3</sup>、午前中8時間平均値が80 μg/m<sup>3</sup>という値で、これらを超えると、ホームページに掲載したり、メールで市町にお知らせしたり、「しらしがメール」という、県民皆さんにメールでお知らせする仕組みとなっています。不要不急の外出や長時間の激しい運動は控えてくださいというお知らせをすることとしています。

委員：

ありがとうございます。

委員：

第三次環境総合計画の総括として、色んなプロジェクトをきちんとまとめていただいているのですが、ちょっとここでないのが、この活動をリーディング県としての滋賀県から全国に発信するとか、世界に発信するとか、そういったことをやったのかどうかをこの総括に少しまとめていただくと非常にいいかなと思いました。

また、既に第四次滋賀県環境総合計画をまとめられたということですが、例えばシンポジウムをやられてその中で色んな意見を聞き、それを第四次計画に盛り込んだといったようなことがあればお聞かせいただきたいのですが。

事務局：

第四次滋賀県環境総合計画では、通例のパブリックコメントに加えて、滋賀県立大学や滋賀大学をご訪問させていただきまして、授業の中で総合計画について説明し、それで大学から御意見を伺って反映するような形もとりました。それ以外にも、企業やNPO等を訪問させていただき、皆様の現場の御意見等を伺い反映をさせていただいたことは、特徴的だと思っております。さらに加えまして、今後、第四次滋賀県環境総合計画を印刷して概要版も作成することになりますが、これを用いて大学や企業等で出前講座をして、できるだけ積極的に普及啓発をしていきたいと思っていますところでございます。

委員：

ありがとうございました。第三次滋賀県環境総合計画のまとめとして、先ほど温暖化対策課の方がおっしゃいましたけれども、やはり投資対効果が非常に重要だと思っています。重点プロジェクトだけでもいいのですが、トータルでこれくらいの費用かけてやったということの評価されるべきではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

部会長：

ありがとうございました。どうぞ。

委員：

資料2-2の10ページに、個別対策だけでは対応が難しいことから、森、川、里、湖といった大きな視点での調査研究を進めているとありますが、それは本当に大切なことだと思います。その辺の大きな視点での調査研究をどのようにこれからしようとしているのか、お聞かせいただけるとありがたいです。

事務局：

参考資料1の第四次滋賀県環境総合計画の49ページ開けていただきますと、さらに、琵琶湖環境研究推進機構の創設について記載があります。第三次滋賀県環境総合計画では、計画にプロジェクトを設けて、プロジェクトを推進する形で進めてきましたが、第四次滋賀県環境総合計画では、そういう重点プロジェクトを設けるのではなく、環境課題の解決のための仕組みをつくっていきたいと考えています。

滋賀県の中には8つの試験研究機関等があり、それと行政等が横つなぎをして、その共通の認識を持って課題にあたっていくために、森、川、里、湖、大きなつながりの視点で対応できる仕組みということで、琵琶湖環境研究推進機構を創設しました。こういった仕組みをつくって、その中で出てきた課題を解決していこうと考えているところでございます。

部会長：

ありがとうございます。少し時間も気になりますので、この案件に着いての議論はこの辺にしたいと思います。私からも一つお願いがあります。おそらく5年間の総括になりますので、報告書のような形にまとめられますでしょうか。

事務局：

今まとめているものをホームページに載せる形を考えております。

部会長：

重点プロジェクトの課題については、5年の経過を追って、成果の評価が整理されましたが、そうでない課題では、主な項目について、うまくいった項目と駄目だった項目を分析し、次の5年にどのようにつないでいくかが分かるような、最終的なまとめをチャレンジしていただきたいと思いました。

もう一点は、滋賀県がプロジェクトをして成果が上がったというよりは、国の政策で補助金が出て成果が上がった課題もありますので、書きづらいかもかもしれませんが、費用対効果の視点も入れて、都合のいいことだけを書くのではなく、都合の悪いことも含めて整理していただければと思います。

始めたからといって途中でやめたらいけないというものではないので、第四次滋

賀県環境総合計画では、駄目なら途中で見直して違う評価指標にすることにも、是非チャレンジしていただきたいです。

事務局：

ありがとうございます。

(3) 滋賀県の環境学習の推進状況について

事務局：

<事務局より説明【資料3-1～3-3参照】>

部会長：

ありがとうございました。

委員の先生方、御意見、コメントをどうぞ。

委員：

環境学習のアンケート経年的にする場合、アンケートを受ける人が年によって変わってくると思いますが、アンケートを受けた人が環境学習の定義を同じように感じられるよう、質問時に、環境学習の定義を明確にしているのでしょうか。

また、資料3-3の12ページに環境学習の進行管理の結果、目標達成、概ね達成が9割以上とありますが、具体的に設定している目標はどのようなものかを教えていただければと思います。

事務局：

平成20年から不定期に県政世論調査で「あなたは日ごろから環境学習を行っていますか」という質問をしています。定義をして質問をしてはしないということですので。ただ、環境学習および環境保全行動の実施状況、持続可能な開発のための教育の認知度が調査目的で、そういったことの中で、最初に環境学習を行っていますかという質問をしているところでございます。

事務局：

もう一つの滋賀県の環境学習関連事業の到達目標の設定についてです。御指摘いただきましたように、93事業それぞれで目標のレベルにばらつきがあるのは実情です。例えば数値目標でぴしっと線を引いているところもあれば、ある程度ぼやとした目標を挙げているものもあります。また、それぞれの事業自体が環境学習の推進自体を主目的にしている事業もあれば、本来の目標が例えば農村振興であったり、過疎対策であったりと、環境学習的な側面がある事業も多数入っていますので、環境学習としての到達度を各部で把握するのは難しいという実情があります。ただ、この調査をすることで、琵琶湖環境部以外の農業や漁業といったところでも、自分たちの事業が環境学習の効果、例えば子どもたちへの将来の影響などがあるという意識を持ってもらうとともに、この進捗のチェックの中で、環境学習の計画に照ら

して自分たちの事業はどんなのか、進め方はどんなのかを毎年一度見ていただく機会を提供しているという効果があると考えているところでございます。

委員：

環境学習の定義は難しいと思うのですが、年変化を見るとときに、アンケートを受ける人が、これは環境学習かどうかわからないから、そうじゃないというような要素が入ると、年度で何ポイント上がったというのは意味があるのかなと思いました。こういうものが環境学習という形でされると、もう少し調査の精度も上がるのではないかと思いました。

事務局：

ありがとうございました。

委員：

最近親子で、若い親御さんが環境学習をされている感覚でして、こういった方々が行動をされるとすごい効果が出ると思いますが、親の年齢層でどれくらいの方が活動を行われているか分かりますか。

事務局：

保全行動を行っている割合について年代で申しますと、20代で56.9%、30代で69.6%、40代で66.2%、50代で67.9%、60代で72.2%、70代以上で58.0%でございます。

委員：

資料3-3の7ページの対象者別実施件数に、「一般（親子）」とあるのは、意識的に分離された講座や学習が行われているということですか。

事務局：

個々の対象者実施件数でいくと、一番多いのは制限なしの大人も子ども入ってというのが一番多いのですが、次いで明確に子供向けという部分がここです。

委員：

親子ですが子ども向けっていうのが「一般（子ども向け）」なんですね。

事務局：

そうです。

委員：

私は親子で親向けというのをこれから増やしていったらいいかなと思います。今の若い親御さんは自分自身の自然体験が少なかったり、遊んでなかったりして、子

どもと一緒に来られたときに、すごく行動されるケースが多いので、その辺のところ考えていただければと思います。

事務局：

ありがとうございます。

委員：

県政世論調査のデータの収集方法はどのようにされているのですか。

事務局：

県内在住の20歳以上の男女を無作為抽出により郵送無記名で回答をいただいています。

委員：

回収率は何パーセントですか。

事務局：

今年度は回収率が53.7%、回答者は1,610人です。

委員：

階層別にはしてなくて単純に無作為ですか。年によって年齢が変わったりするのでしょうか。

事務局：

層化二段無作為抽出です。

委員：

それともう一つ、すごく気になったのが、資料3-3の最初の方は平成20年度、平成24年度、平成26年度調査の比較で、後ろの方は平成23年、平成24年、平成25年となっているのはどうしてでしょうか。

事務局：

資料3-3は(1)から(4)構成されていますが、県政世論調査からデータをとっているのは(1)の部分のみとなります。県政世論調査は毎年設問が変わっていきますので、環境学習について聞いた平成20年、平成24年、平成26年の3年度分を記載しています。(2)から(4)は、環境政策課で毎年とってるデータですので、過去3年分のデータを記載しています。

委員：

経年変化に意味はあるのでしょうか。

事務局：

確かに県政世論調査では、たくさんの設問に答えていただくので、設問が前のほうにあるか、後ろのほうにあるかで、答えている方の疲れ度合いが違うのではないかと、色んな意見もいただいておりますが、やはり単純にその年度の結果だけを載せるよりは、少し参考になる部分があるのかなということで経年変化も記載しております。

委員：

結構です。

委員：

資料3-3の7ページの対象者別実施件数の「一般（子ども向け）」のところ随分下がっていますが、今はびわ湖フローティングスクールをやっていないのでしょうか。

事務局：

今もやっております。

委員

それも含めて下がってきているのでしょうか。

事務局：

これは一般に参加者を募集しているものが対象になりますので、学校行事で行われているものは反映されてきません。滋賀県の小学校では、「やまのこ」、「たんぼのこ」などに取り組んでいますので、学校行事として体験いただけるものは多数ございます。

委員：

わかりました。

部会長：

滋賀県環境総合計画と滋賀県環境学習推進計画は年度が2年ずれていますね。総合計画と環境学習は、かなり密接にリンクしているので、2年ずれているのはいかなものかという気がします。総合計画が決まったら、それを実現するための環境学習も見直しがしかなるべきなので、2年遅れではなくて1年遅れくらいに縮めること、例えば次の環境学習計画を議論するとき、5年計画ではなく、4年計画とすること等も御検討いただければと思います。

部会長：

全体を通してご発言いただくことがありましたらお願いします。よろしいですか。  
本日はどうもありがとうございました。